

所管部課	市民部課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関	納税課		
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年度税制改正による地方税法の改正等に伴い、規則で定める様式について、必要な改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <p>① 市民税・都民税申告書 「ひとり親控除」項目の新設その他必要な改正を行う。</p> <p>② 市民税（法人）更正・決定通知書 「特例基準割合」の「延滞金特例基準割合」への名称変更その他必要な改正を行う。</p> <p>③ 納税通知書（市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）） ② 市民税（法人）更正・決定通知書と同様の改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法の規定に沿った事務処理を行うことができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。